

台湾総督府における言論統制の検証

—台湾日日新報を通して—

Control of freedom write and speech in colonial Taiwan

— By the news paper —

里見 脩

Shu Satomi

大妻女子大学文学部

Faculty of Language and Literature, Otsuma Women's University

キーワード：植民地，言論統制，新聞

Key words : Colony, Control of freedom write and speech, News paper

1. 研究目的

本研究は、台湾の植民地統治における言論統制について、台湾総督府の御用新聞である「台湾日日新報」の検証を通して、その実情を明らかにすることを目的とした。同紙は明治 31 (1898) 年、「植民地新聞たる本領」を発揮する新聞として、総督府の指導で創刊された新聞である。総督府による言論の統制の中心に位置し、総督府の官報である「台湾総督府報」を掲載する権利を認められ、その代金という形で補助金を受領した。

本研究は、台湾の植民地統治における言論統制について、台湾総督府の御用新聞である「台湾日日新報」の検証を通して、その実情を明らかにすることを目的とした。検閲に関する基礎資料として現存するのは、総督府警務局保安課図書掛が作成した「秘 台湾出版警察報」である。「秘 台湾出版警察報」は毎月刊行され、秘密文書として限られた警察関係機関に配布された。同文書は国立台湾大学の附属図書館に原本が所蔵されており、このため同図書館において同文書を収集調査することを目的とした。

台湾総督府が実施した言論統制において、もうひとつ把握すべき出来事は、新聞各社の整理統合（新聞統合）である。新聞統合は総督府の指導で、台湾日日新報を軸として、興南新聞、台湾新聞、台湾日報、高雄新報、東台湾新報の 6 紙が統合し、新たに「台湾新報」を創刊するという形態で昭和 19 (1944) 年に実施された。内地である日本では内務省の指導で昭和 17 年 (1944) 11 月までに新聞統合、一県一紙が完了しているが、外地である台

湾ではなぜ遅れて実施されたのか、どのようにして統合が実施されたのかが重要な点である。その手掛かりとして、新聞統合に関する総督府公文書の収集調査を目的とした。総督府の公文書の原本は、台中市の国史文献館に所蔵されている。しかし、台中市に行かなくても、台北市の国立中央研究所人文社会科学館で、全てデジタル化された原本を調査収集出来る。このため同館で調査することを目的とした。

2. 研究内容及び成果

台湾総督府の言論政策は、明治 31 (1898) 年 3 月、民政局長（後に民政長官と改称）に就いた後藤新平によって形成された。後藤は着任するとすぐに既存の台湾新報、台湾日報の 2 つの邦字紙を強制的に統合し、同年 5 月新たに台湾日日新報を創刊させた。同紙は「御用新聞の中核」と位置づけられ、明治 36 (1903) 年に同紙は台中の台中毎日新聞（台湾新聞と改称）、台南の台南新報を買収、系列化に於き、この 3 紙は「台湾三大御用新聞」と呼ばれた。

その一方で後藤は言論を厳しく統制する法令の制定にも着手し、明治 33 (1900) 年 1 月に台湾新聞条例、同年 2 月に台湾新聞紙発行保証金規則と台湾出版規則が發布された。後藤が明治 31 (1898) 年に法令制定に始動して以来発布まで約 2 年間を要したのは、台湾総督府が作成した原案と、内地（日本）における言論統制の基本法「新聞紙条例」との間に著しい差異が存在したためだ。内務省は内地と植民地台湾との法律の整合性を主張し難色

を示したが、結局は後藤の折衝により台湾側原案がそのまま認められた。

内地の新聞紙条例と台湾の台湾新聞条例との差異は、①「発行」内地では届出制だが、台湾では許可制とした ②「発売頒布禁止処分」内地では新聞紙条例改正の際に行政官庁（内務大臣）の権限から外し、司法（裁判所）の権限（司法処分）とした。しかし台湾では、行政処分（台湾総督）とした。

③「納本（検閲と深く関わる納本制度）」内地では発行と同時に納本（事後検閲）だが、台湾では発行の前に納本（事前納本）とした ④「台湾以外からの新聞雑誌などの移入」内地では制限なしだが、台湾では事前検閲と移入制限とした——というように、総督が強大な権限を保有し、言論を厳しく統制する法的措置が講じられた。

この台湾新聞条例は、大正 6（1917）年 12 月に台湾新聞紙令に改正されたが、主要な部分は継続された。つまり植民地である台湾の新聞分布はじめ取り締まりの法令などの形態は、後藤民政長官によって形成されたと言える。

今研究において、現地での調査は平成 27 年 7 月（夏）と 28 年 2 月（冬）の 2 回に分けて行った。夏は検閲の実態検証を目的とし、国立台湾大学の附属図書館で「秘 台湾出版警察報」を調査した。冬は新聞統合のプロセス検証を目的とし、台北市の国立中央研究所人文社会科学館で台湾総督府公文書を調査した。

夏に調査した「秘 台湾出版警察報」は、検閲対象となった新聞記事や雑誌記事の事例が具体的に記載されている。しかし、台湾大学附属図書館に所蔵されていたのは昭和 5（1930）年 1 月の「第 6 号」から同 7（1932）年 6 月の「第 35 号」まで 2 年半間の文書のみで、それ以外の期間の文書は所蔵されていなかった。

だが短期間の事例ではあるものの、貴重な具体的な検閲の実態を明らかにしている。処分は「安寧秩序紊乱」と「風俗壊乱」の 2 つが対象とされた。また当局の検閲の仕方も、事前検閲の台湾では、事後検閲の内地と異にし、検閲官が禁止すべき記事を事前に注意し、削除させる「下刷検閲」という形式が採用された。

昭和 5（1930 第 35 号）まで掲載された 2 年半間の検閲処分件数は以下の様なものである。

昭和 4（1929）年

▼台湾

「新聞雑誌」24（安寧） 「出版」38（安寧）
30（風俗）

▼内地からの移入

「新聞雑誌」455（安寧）15（風俗） 「出版」152
（安寧）211（風俗）

昭和 5（1930）年

▼台湾

「新聞雑誌」47（安寧） 「出版」13（安寧） 8
（風俗）

▼内地からの移入

「新聞雑誌」535（安寧）10（風俗） 「出版」175
（安寧）65（風俗）

昭和 6（1931）年

▼台湾

「新聞雑誌」18（安寧）1（風俗） 「出版」47
（安寧）26（風俗）

▼内地からの移入

「新聞雑誌」693（安寧）14（風俗） 「出版」239
（安寧）63（風俗）

上記図表の中で、例えば昭和 6（1931）年 1 月—6 月まで内地から移入した新聞雑誌で処分を受けたのは、新聞では大阪毎日 9 件 大阪朝日 7 件 東京日日 5 件 東京朝日 3 件 静岡日日 5 件 報知 3 件、雑誌は中央公論 3 件 改造 1 件などである。また出版物では、内地で名著と評された矢内原忠雄『帝国主義下の台湾』（岩波書店 1929 年）が発禁処分とされている。

これら内地から移入する新聞雑誌、出版物に比して台湾の新聞雑誌、出版物の処分は少ないが、その理由は、①事前納本とそれに基づいた下刷検閲が徹底して行われていた ②外地から移入する新聞雑誌、出版物は厳しく制限された——と考えられる。

冬の台湾総督府の公文書の調査では、膨大な公文書から、昭和 19（1944）年に実施された新聞各社の整理統合（新聞統合）に関する公的資料を探した。しかし、所蔵されている中には、新聞統合に関する公文書は存在しなかった。終戦を受けて大量の極秘文書が焼却されたといわれ、焼却の対

象となったと考えられる。

ただし、台湾においては、戦時下で各種企業、団体の整理統合が昭和 17（1942）年から総督府の主導で行われていたことが、今回収集した「各種団体ノ整理統合ニ関スル件」（昭和 17 年 9 月 3 日付）文書や、森田俊介台中州知事が長谷川清総督に宛てた「各種団体ノ整理統合ニ関スル件」（昭和 17 年 8 月 12 日付）文書から確認することが出来た。

また国立中央研究所人文社会科学館以外に、国家図書館分館や国立台湾大学付属図書で新聞統合に関する資料の調査収集を行った。国家図書館分館では「台湾日日新報」や「台湾時報」（台湾総督府編集）を収集した。台湾日日新報の昭和 19（1944）年 3 月 26 日付け朝刊には一面に「島内日刊紙を統合 台湾新報創刊 来る四月一日より発行」の見出しで、統合する台湾日日新報（台北）、興南新聞（台北）、台湾新聞（台中）、台湾日報（台南）、高雄新報（高雄）、東台湾新報（花蓮）の 6 社の「進んで国策に準ずる」共同声明が掲載されている。「台湾時報」の昭和 19 年 4 月号には「台湾新聞界の決戦態勢」と題した警務局保安課の後藤吉五郎の談話がある。

しかし、戦時統合が各種企業については昭和 17—18 年に大方完了する中で、新聞統合はなぜ遅れたのかなど、その理由について解明することが出来なかった。

3. まとめと今後の課題

植民地台湾での言論統制の実態は、未だその多くが解明されていない。検閲については「秘 台湾出版警察報」の更なる検証を通して検閲の実態の分析を行うことが課題として挙げられる。また台湾の現地人が発刊した「台湾新民報」（大正 12 年東京で創刊、昭和 4 年台湾で印刷発刊、昭和 16 年興南新聞と改名）という日刊紙が存在するが、同紙が総督府の統制下でどのような紙面を形成したのか。現地人読者が同紙をどのように受容したのかなどの検証も興味深い。

さらに新聞統合については、その全てが明らかにされていない。文書を発掘し、統合のプロセスを解明することが求められる。

今回の調査研究を通じ、言論統制をはじめ帝国日本が行った植民地統治全般の史的研究がなされていないことを改めて認識した。戦後から現在に至るまで、ステレオタイプの植民地統治そのものが悪と位置付けられ、研究の対象外とされてきたことが大きな要因と考えられる。戦前期の日本の帝国主義を批判的にとらえることは無論であるが、その実相を正確に浮き彫りにすることは大切であろう。言論統制を切り口とし、植民地統治全般の解明を些かなりとも試みたい。そのため研究を継続する必要があることを痛感した。

4. この助成による発表論文等

とくになし

（2016 年 3 月 31 日現在）